

平成 31 年度以降の財源確保策（素案）について

1 はじめに

本町は、昭和 33 年度以降、普通交付税不交付団体であり長期間にわたり財政力が高く裕福であるとされてきましたが、平成 8 年度以降、町税の著しい減収に伴い歳入が減少する一方、社会保障関係費や平成初期の公共施設整備に伴う公債費などの歳出が増大し、危機的な財政状況に陥ったため、平成 15 年度を「財政再建元年」と位置付けて以降、約 10 年間、行政サービスの低下を招かないよう、さまざまな工夫をしながら歳入の確保と歳出の削減に取り組んできました。

その間も固定資産税や町民税などの町税の右肩下がりの減収により大変厳しい財政運営が続く中で、人口減少・高齢化の本格化に伴う社会保障関係費の増加、防災・減災の取組みや公共施設の更新問題など新たな行政課題に直面していることから、これまで取り組んできた「箱根町行政改革大綱」と「箱根町財政健全化プラン」を一つに統合し、行政改革、財政改革の 2 つの視点をもった計画として、平成 27 年 9 月に「箱根町行財政改革アクションプラン（以下、「当初プラン」という。）」を策定しました。

当初プランでは、これまでの未達成項目や引き続き改革すべき項目を集中して取り組むとともに、聖域としてきた消防職員の削減など従前の計画以上の歳入確保・歳出削減を目標としましたが、それでもなお多額の財源不足が生じ、平成 28 年度以降の予算が編成できない状況となったことから、平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 年間、固定資産税の超過課税を実施しています。

平成 28 年度には、「箱根町行財政運営を考える町民会議」を設置し、町民・事業者自らが町の将来を考え提言書を取りまとめるとともに、平成 29 年度からは、「箱根町第 6 次総合計画」が新たにスタートするなど、本町が置かれている状況は、大きく変化していることから、当初プランの中間見直しを行い、より一層の行財政改革の推進を図るために新たな行財政改革アクションプランを策定しました。

新プランの実施により財源不足の解消効果が見込まれますが、それでもなお不足する額の規模が大きいため、新プランの推進項目として「No.11 財源確保策の検討」を位置付け、再度、あらゆる税目を対象とし、平成 31 年度以降の対応策を検討したものです。

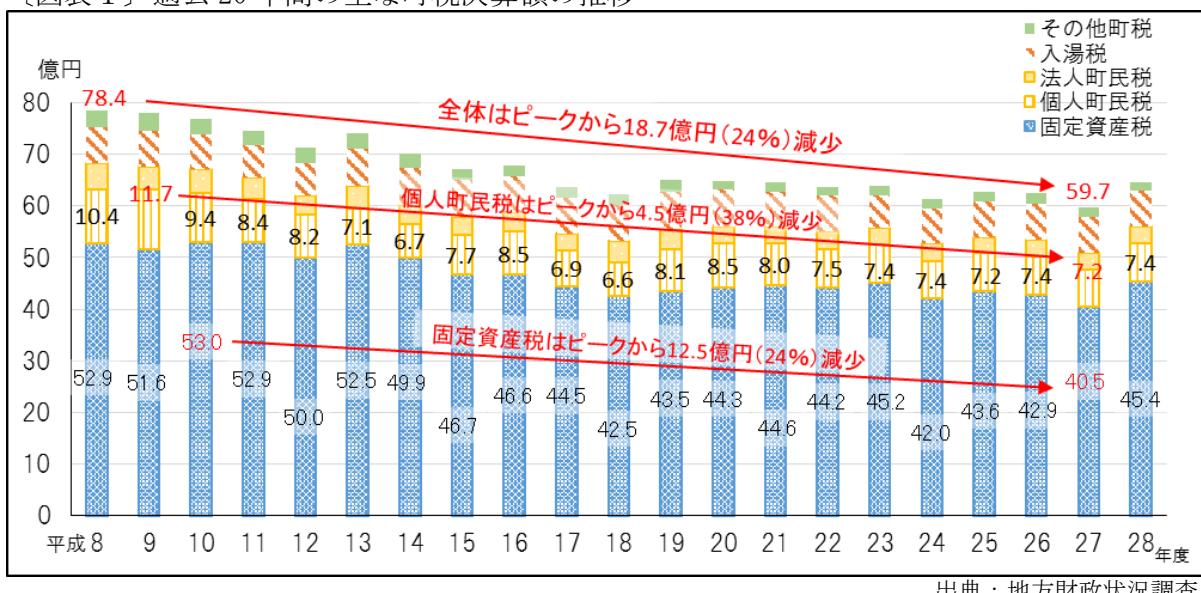
2 財政の逼迫要因と今後の財政見通し

(1) 財政の逼迫要因

①町税収入の著しい減少

長期にわたる景気低迷等に伴い、町の自主財源の 7 割を占める町税収入は平成 8 年度の 78.4 億円をピークに、平成 27 年度には 59.7 億円と 18.7 億円もの減収となっています。減収額のうち固定資産税が 12.5 億円、個人町民税が 4.5 億円と 9 割以上を占めています。

〔図表 1〕過去 20 年間の主な町税決算額の推移

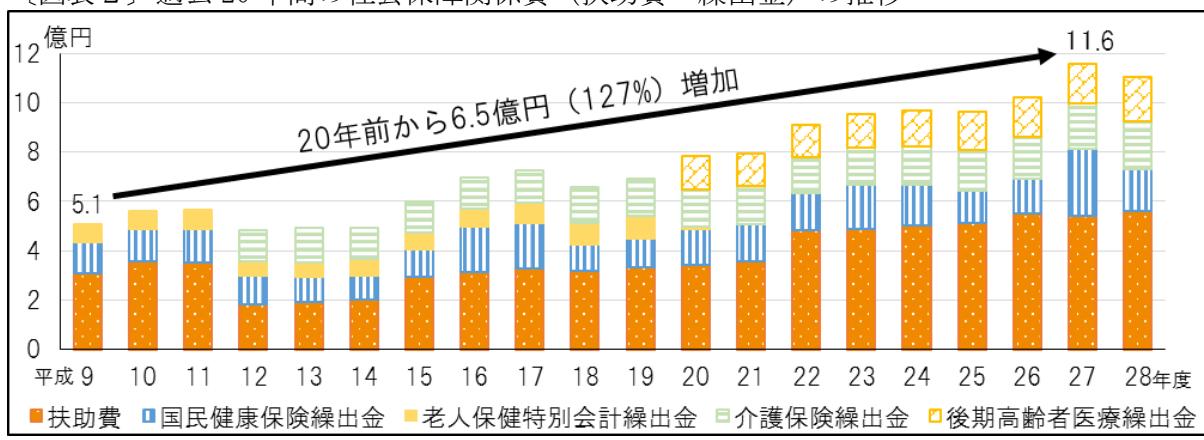


②社会保障関係費の増大

扶助費は全国的に障がい者福祉費などの増と、子育て施策の推進などにより増加傾向にあり、国や地方を問わず、社会保障給付の伸びが財政上の課題とされています。

本町の国民健康保険特別会計では、後期高齢者医療制度開始に伴い、加入者は減少傾向ですが、医療の高度化などから医療費は増加傾向にあることから、町の法定負担分の繰出金は増加が続いている。さらに、後期高齢者医療と介護保険では、高齢者の増加に伴い、医療や介護の費用増加に比例して、町の法定負担分となる繰出金も増加しています。

〔図表 2〕過去 20 年間の社会保障関係費（扶助費・繰出金）の推移



③サービス水準の向上・維持のための経費の増大

本町はこれまで、子育てなど町民ニーズに応じた施設整備事業や、町民サービス水準の向上や維持のために新たな事業にも取り組み、現在も継続して実施しています。

このような本町が独自に実施するサービス以外にも、介護保険制度や後期高齢者医療制度などの新たな社会保険制度の導入や、地方分権改革の進展、さらに、人口減少対策や災害への備え、公共施設の老朽化など町が行うべき事務量が増大しており、このことは事務費と共に人件費の大幅な削減ができない要因となっています。

※本町の特徴的な行政サービスの詳細は、「別紙 1】観光関係の支出比較と本町の特徴的な行政サービス」のとおり。

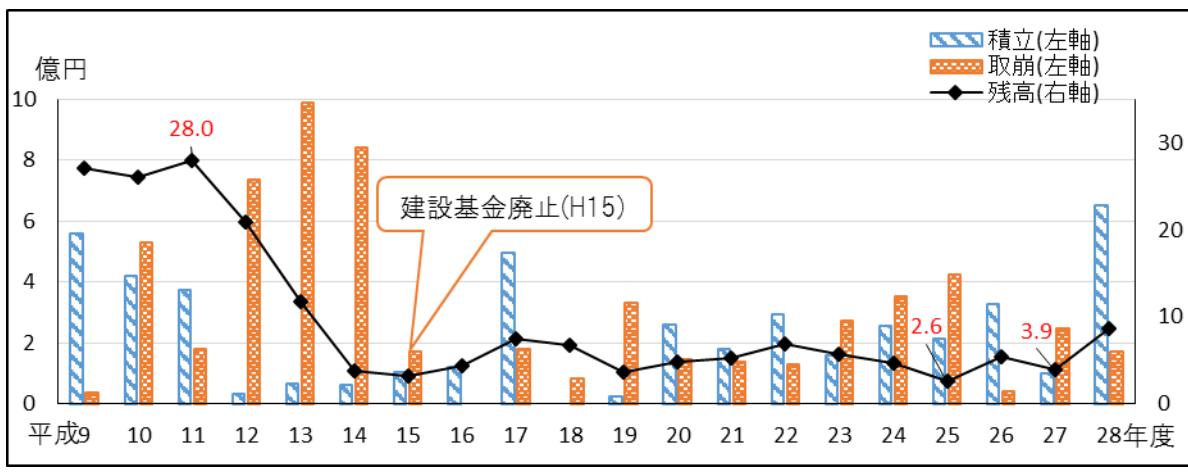
④財政調整基金の残高不足

平成 11 年度の 28 億円から平成 27 年度には 3.9 億円と約 7 分の 1 に減少しました。これは、町税の落ち込みや除排雪経費をはじめとする緊急的な対応のために、その都度基金を取り崩して財政運営を行ってきたものですが、特に平成 23 年度以降は、財源不足を補うために積立額以上の取崩を行ったため基金残高が年々減少し、ほぼ底をついた状態となりました。

平成 28 年度は、当初プランでの積立目標である当初予算での 5,000 万円の積立ての実施に加え、前年度繰越金で 3.6 億円、平成 28 年度分のふるさと納税における寄付分 2.3 億円を積立てたことにより、8.7 億円まで残高が回復しています。

しかしながら、本町では、平成 27 年度の大涌谷火山活発化を踏まえた災害への備えや、今後の公共施設の老朽化を踏まえた大規模事業の実施に対する財政負担軽減・将来世代への過度な負担の抑制を図るために、引き続き残高確保を図って行く必要があります。

[図表 3] 過去 20 年間の建設基金・財政調整基金の積立・取崩と残高の推移



出典：決算書

⑤まとめ

①～④の財政逼迫要因については、平成 27 年度の新財源確保検討時に整理したのですが、その後の推移を加えても、④の財政調整基金の枯渇からは一定の回復が見られたものの、他の要因については、傾向自体は変化していません。

(2) 中長期財政見通し

行財政改革等を行うことなく行財政運営を続けた場合、平成 31～39 年度においては毎年約 9 億 1,600 万円前後の収支不足となる見込みです。また、中期（平成 31～35 年度の 5 年間）と長期（平成 36～39 年度の 4 年間）に区分した場合、それぞれ毎年度約 7 億円、約 11 億円の収支不足が見込まれ、長期的に年々拡大するという極めて厳しい見通しとなっています。

[図表 4] 中長期財政見通し

(単位：百万円)

区分	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	見通し
歳入	町 稅	6,261	5,814	5,872	5,780	5,768	5,754	5,674	5,666	5,657	5,571 ↗
	譲与税・交付金等	555	547	577	574	570	567	564	561	558	554 ↗↖
	国・県支出金	1,089	812	755	736	951	1,006	832	793	805	1,025 ↗↖
	町 債	2,122	1,085	1,189	882	1,136	1,146	958	1,342	1,373	1,520 ↗
	その他	964	961	966	948	935	935	924	937	926	936 ↗
計		10,991	9,220	9,358	8,921	9,361	9,408	8,952	9,299	9,319	9,607 ↗↖
歳出	人件費	2,900	2,887	3,143	3,146	3,147	3,174	3,154	3,171	3,155	3,182 ↗
	扶助費	445	463	483	505	530	557	587	619	655	694 ↗
	公債費	789	886	929	864	965	945	846	850	948	1,017 ↗
	物件費	2,419	2,447	2,205	2,243	2,236	2,509	2,525	2,481	2,513	2,450 ↗↖
	投資的経費	2,569	1,290	1,452	1,076	1,542	1,560	1,036	1,409	1,433	1,794 ↗
	その他	1,969	1,824	1,749	1,731	1,769	1,702	1,806	1,796	1,810	1,811 ↗
計		11,090	9,798	9,960	9,564	10,187	10,445	9,954	10,325	10,515	10,949 ↗↖
歳入歳出差引額		-100	-578	-601	-643	-826	-1,037	-1,001	-1,027	-1,196	-1,342 ↗

➡ 5 頁の「図表 6 財源不足額の算出結果」の表へ

見通しの凡例	↗	ほぼ一貫して増加する見通し	↖↗	増減あるが増加傾向の見通し	→	ほぼ横ばいの見通し
	↘	ほぼ一貫して減少する見通し	↖↖	増減あるが減少傾向の見通し		

歳入の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税の超過課税が平成30年度で終了し、町税全般に関しては、平成32年(2020年)の東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴う経済効果や徴収対策の強化により微増するものの、人口減少の傾向は変わらないため、平成33年度以降は横ばいから減少と見込んでいます。 公共施設の更新や新たに必要となる事業の建設地方債が増加傾向であり、歳入総額は毎年度平均約94億円で推移する見込みです。
	<ul style="list-style-type: none"> 高齢化の進展による社会保障関係費等の増加に伴い、特別会計への繰出金や福祉関係の扶助費が増加傾向となります。 投資的経費は、公共施設の更新などへの着実な対応を図る必要があることから、起債が充てられる部分は全て充当したうえで事業費総額が10億円を超える大規模改修等を毎年のように見込んでおり、歳出総額は毎年度平均約102億円で推移する見込みです。
歳出の特徴	
その他の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 行財政改革等を行うことなく行財政運営を続けた場合、平成31～39年度においては毎年度約9億1,600万円前後の歳入不足となり、長期的に年々拡大するという極めて厳しい見通しとなっています。

出典：中長期財政見通し（調査時点：H29. 6）

3 財源確保の必要性

(1) 行財政改革アクションプランによる財政健全化効果額

新プランでは 76 の推進項目の実施により見込まれる財政健全化効果を「収支改善効果額Ⓐ」と「その他効果額Ⓑ」の 2 つに分けています。

「収支改善効果額Ⓐ」は、各年度の収支改善に寄与する項目を対象とし、6 年間で約 10 億 200 万円を見込んでいます。また、「その他効果額Ⓑ」は、毎年度の収支改善に直接寄与しないものの、財政状況の改善という観点から効果額が見込まれるものを見込みとし、6 年間で 3 億円を見込んでいます。

[図表 5] 財政健全化効果額

(単位：百万円)

区分	H29	H30	H31	H32	H33	H34	合計
収支改善効果額Ⓐ	42	58	177	223	244	258	1,002
歳入	39	48	168	205	225	236	921
歳出	3	10	9	18	19	22	81
その他効果額Ⓑ	50	50	50	50	50	50	300
財政健全化効果額 [Ⓐ+Ⓑ]	92	108	227	273	294	308	1,302

出典：行財政改革アクションプラン (H29～34)

(2) 財源不足額の算出（中期 H31～35）

中長期財政見通しにおいて、固定資産税超過課税の終了後、平成 31 年度以降の歳入歳出差引額は、平成 35 年度までの 5 年間の平均で約 7 億 3,700 万円となっています。行財政改革アクションプランの取組みによる収支改善効果額は、平成 31 年度から平成 35 年度までの平均で約 2 億 3,200 万円となっています。

この中長期財政見通しにおける歳入歳出差引額に、新プランの収支改善効果額を加味した財源不足額を算出したところ、平成 31 年度から平成 35 年度までの 5 年間の平均で約 5 億 500 万円の不足が見込まれています。財源不足額の規模が大きいため、今後も固定資産税超過課税のような何らかの財源確保策を実施する必要があります。

[図表 6] 中期財源不足額の算出結果

(単位：百万円)

項目	H31	H32	H33	H34	H35	平均
中長期財政見通しの 歳入歳出差引額 (4 頁参照) ①	△ 578	△ 601	△ 643	△ 826	△ 1,037	△ 737
行財政改革アクションプラン 収支改善効果額 ②	177	223	244	258	258	232
財源不足額 [③=①+②]	△ 401	△ 378	△ 399	△ 568	△ 779	△ 505

※「行財政改革アクションプランの収支改善効果額②」は、図表 5 の「収支改善効果額Ⓐ」の平成 31～34 年度の収支改善効果額を用いています。なお、平成 35 年度の収支改善効果額は、平成 34 年度の効果額がそのまま継続するものとして計算しています。

出典：行財政改革アクションプラン (H29～34)

(3) 長期の財源不足額について（参考 H36～39）

中長期財政見通しのうち、平成 36 年度以降の歳入歳出差引額は、平成 39 年度までの 4 年間の平均で約 11 億 4,200 万円となっています。

長期的な財源不足の状況を把握するために、行財政改革アクションプランの平成 34 年度の収支改善効果額 2 億 5,800 万円が、長期的にも継続するものとして財源不足額を算出したところ、平成 36 年度から平成 39 年度まで 4 年間の平均で約 8 億 8,400 万円の不足が見込まれています。

財源不足額は、中期の 5 年平均から 3 億 7,900 万円も拡大する見込みであるため、中期だけでなく長期的な財源確保策への対応も念頭に置きながら、財源確保策を検討する必要があります。

〔図表 7〕長期財源不足額の算出結果

(単位：百万円)

項目	H36	H37	H38	H39	平均
中長期財政見通しの 歳入歳出差引額 <small>(4 頁参照)</small> ①	△ 1,001	△ 1,027	△ 1,196	△ 1,342	△ 1,142
行財政改革アクションプラン 収支改善効果額 ②	258	258	258	258	258
財源不足額 [③ = ① + ②]	△ 743	△ 769	△ 938	△ 1,084	△ 884

※「行財政改革アクションプランの収支改善効果額②(H36～39)」は、図表5の「収支改善効果額④」の平成34年度の効果額がそのまま継続するものとして計算しています。

【参考 1】 財源不足額を確保できない場合の影響について

平成 31 年度以降の財源不足額は約 5 億円であるが、仮に平成 30 年度当初予算において固定資産税超過課税の増収分（約 5 億円）が無い場合の影響について検討したもの。

※詳細は、「【別紙 2】固定資産税超過課税がない場合の影響について」のとおり。

■ 検討条件

- ・固定資産税超過課税は一般財源であるため、一般財源を 5 億円削減するものとする。
- ・事業費から削減するものとし、入湯税、ふるさと納税、地方消費税交付金の充当分を控除した純粋一般財源から 5 億円削減するものとする。
- ・全 223 事業のうち優先実施すべき事業と見直し対象事業を区別するため、次の 6 つの区分に分類した。
「①全額特財事業」、「②他会計繰出金等」、「③広域建設事業」、「④入湯税、ふるさと納税、地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当事業」、「⑤特財あり事業」、「⑥単独事業」

■ 検討結果の概要

- ・見直し対象事業（④～⑥の事業※）の純粋一般財源は 6.9 億円しかなく、これを 5 億円削減する場合、対象事業の 7 割程度が実施できなくなる結果となった。
※④のうち、入湯税、ふるさと納税等が全額充当されている事業は除く。

- ・「⑥の単独事業」は、削減効果は最も高いものの、全額一般財源を用いてでも実施が必要な事業しか残っておらず、「⑤特財あり事業」は、事業実施のため国県補助金や起債を最大限活用している事業が多く、一般財源の削減効果は低いが実施できなくなる事業費の額は大きくなる。「④入湯税等充当対象事業」は、観光関連分野の事業が多く、5 億円削減する場合、この分野の純粋一般財源 1.85 億円の削減又は⑤、⑥の事業に振替えることとなり、年間約 2,000 万人の観光客への受入体制の維持にも影響が出る恐れがある。
- ・なお、経常費や人件費は、経常的に要する経費であり、過去 20 年以上、削減・見直しを続けてきたため、削減余地はほぼなく、また、使用料等を見直しても数百万円程度の財源確保に留まるため、事業費以外での財源確保は、困難と考えられる。

区分	事業数	予算額	特定財源	一般財源				純粋一般財源
				うち入湯税	うちふるさと納税	うち消費税交付金		
① 全額特財事業	15	273,933	273,933	0	0	0	0	0
② 他会計繰出金等	4	880,023	97,700	782,323	227,710	0	75,000	479,613
③ 広域建設事業	2	119,538	98,240	21,298	0	0	0	21,298
優先確保分 計	21	1,273,494	469,873	803,621	227,710	0	75,000	500,911
④ 入湯税等充当事業※1	95	1,163,474	287,863	875,611	374,032	304,931	11,000	185,648
⑤ 特財あり事業	39	2,544,130	2,240,127	304,003	0	0	0	304,003
⑥ 単独事業	68	199,902	0	199,902	0	0	0	199,902
見直し対象分 計 (箱中長寿命化除き※2)	202 (201)	3,907,506 (1,989,181)	2,527,990 (761,790)	1,379,516 (1,227,391)	374,032 (374,032)	304,931 (304,931)	11,000 (11,000)	689,553 (537,428)
合計	223	5,181,000	2,997,863	2,183,137	601,742	304,931	86,000	1,190,464

出典：平成30年度一般会計当初予算及び予算附則説明資料をもとに作成

※1… 「④入湯税等充当事業」は、入湯税、ふるさと納税、消費税交付金（社会保障財源化分）の充当対象事業であるもの。

※2…見直し対象分から中学校校舎等整備事業分（19.2億円）を除いた場合の計。この場合、純粋一般財源5.4億円のうち3.5億円の削減が必要であるもの。

4 各税目の再検討結果

(1) 検討の考え方

今後の財源確保策の検討にあたっては、平成 27 年度の議会行財政改革調査特別委員会において都市計画税や別荘等所有税などについて、改めて検討すべきとの意見があり、その後、町側としても財源確保策については、あらゆる選択肢の中から改めて検討を行うと議会答弁を行っている。

これらを踏まえ、平成 27 年度に行った新財源確保策検討時の税目別評価結果（図表 8・相対評価）をもとに、『仮に課税するとしたら、どのような条件であれば可能か』という視点から、具体的に実施が可能か検討した。

〔図表 8〕（参考）平成 27 年度の新財源確保手法の評価一覧※1

区分	1)個人 町民税	2)法人 町民税	3)固定 資産税	4)入湯税	5)都市 計画税	6)法定外税
①使途自由度	◎	◎	◎	○	△	-※2
②収入安定性	○	○	◎	○	◎	-※3
③応益性	◎	○	○	◎	◎	◎
④徴税事務量	○	○	◎	◎	△	△
⑤導入時間	○	○	○	○	△	△
⑥増収規模	△	△	◎	○	○	○
評価点	13 点	12 点	16 点	14 点	11 点	7 点

※1 町として各手法を相対的に評価しました。評価結果の記号の意味は下記のとおり。

◎：適性が高い（3 点） ○：ある程度適性がある（2 点） △：適性が低い（1 点）
なお、評価点は、分かり易いように簡便的に点数化したもの。

※2 法定外税は、町の条例により使途の自由度が決まるため評価対象外としました。

※3 法定外税は、町の条例により収入安定性が決まるため、評価対象外としました。

(2) 検討対象

『個人・法人町民税、入湯税、都市計画税、別荘等所有税、宿泊税』

（検討方法）

今回の検討結果における各税目の実施可能性は、図表 9 のとおりであるが、検討結果については、外部有識者が構成員である行財政改革有識者会議において、妥当性等について意見を伺っているもの。

※各税目の検討結果の概要は、「【別紙 3】各税目の検討結果」のとおり。

〔図表 9〕 実施可能性の検討結果

	1)個人 町民税	2)法人 町民税	3)固定 資産税	4)入湯税	5)都市 計画税	6)別荘等 所有税	7)宿泊税
実施可能性	△	△	○	▲※1	×	×	▲※2

【凡例】○…実施可、△…実施可（条件有）、▲…現状では実施困難、×実施困難

※1 入湯税は、35 年度過充当の恐れがあり現状で実施困難。

※2 宿泊税は 3 年程度の検討期間が必要。

5 平成 31 年度以降の財源確保策（案）

（1）財源不足額の対応案について

平成 31 年度以降の財源不足額への対応として、今回行った各税目の導入可能性の検討結果をもとに、中期（平成 31～35 年度）の財源不足額約 5 億円／年を確保するために考えられる手法は、図表 10 のとおりである。

[図表 10] 財源不足額の対応案

財源確保策	導入手法	税率改正案	財源確保額
単独税目案	固定資産税超過課税の実施	0.18%(1.58%)	500 百万円
複数税目案①	<ul style="list-style-type: none">・固定資産税超過課税の実施・個人町民税超過課税の実施 (所得割)・法人町民税超過課税の実施 (均等割・法人税割)	<ul style="list-style-type: none">0.15%(1.550%)※1所得割 0.1%均 等 割 制限税率法人税割 制限税率	<ul style="list-style-type: none">410 百万円10 百万円40 百万円40 百万円
複数税目案②	<ul style="list-style-type: none">・固定資産税超過課税の実施・法人町民税超過課税の実施 (均等割・法人税割)	<ul style="list-style-type: none">0.15%(1.553%)※1均 等 割 制限税率法人税割 制限税率	<ul style="list-style-type: none">420 百万円40 百万円40 百万円

※複数税目案①の固定資産税超過課税の税率 5 年平均 1.550%、複数税目案②の固定資産税超過課税の税率

5 年平均 1.553% であり、四捨五入により両案とも 1.55% としている。

※入湯税・宿泊税は税目別に検討した結果、中期財政見通しの期間（H31～35）は、実施が困難であることから、対応策の検討から除外した。

(2) 財源不足額の対応案の検討結果

3 つの財源不足額の対応案について、平成 31 年度以降、本町が導入すべきと考える案とその理由は、図表 11 のとおりである。

[図表 11] 財源確保策の検討結果

財源確保策	検討結果
単独税目案 (固定資産税)	<ul style="list-style-type: none">財源不足の主な要因である町税の著しい減収は、前回と同様であり、さらに中長期財政見通しでの歳入歳出差引額の拡大に対し、行財政改革アクションプランの収支改善効果額により、中期の財源不足額は、現行と同水準に抑えることができた。今回、各税目の実施可能性を改めて検討したが、補てん財源の安定性や規模、さらに、現行と同様の税率で財源不足を賄えることなどを総合的に考えると、引き続き固定資産税の超過課税を採用した方が、最も望ましいと考える。
複数税目案① (固定資産税) (個人町民税) (法人町民税)	<ul style="list-style-type: none">固定資産税超過課税に加え個人町民税（所得割）と法人町民税（均等割、法人税割）の超過課税を実施するもので、兵庫県豊岡市が、都市計画税の廃止にあわせて実施した組み合わせである。町民、事業者に対し、最も幅広く負担を求めることができるが、町民には、これまで H28 に保育料、国民健康保険料、町営温泉入浴料の改定、事業者には、H29 事業系一般廃棄物の有料化を実施している。現状と同じ 5 億円を確保する場合、固定資産税に加え個人・法人町民税の超過課税を実施すると、本町の特性から低所得者や少数の大手法人の負担が逆に増すこととなる。これらを考えると、複数税目よりも単独税目案で対応した方が良いと考えられる。
複数税目案② (固定資産税) (法人町民税)	<ul style="list-style-type: none">複数税目案②は、固定資産税超過課税に加えて法人町民税の超過課税を実施するものである。固定資産税超過課税よりも幅広い負担を求めることができるが、これまで事業者には、H29 事業系一般廃棄物の有料化（H29 経過措置で 10 円/kg、H30 は 18 円/kg）を実施している。現状と同じ 5 億円を確保する場合、固定資産税に加え法人町民税の超過課税を実施すると、本町の特性から少数の大手法人の負担が逆に増すこととなる。これらを考えると、複数税目よりも単独税目案で対応した方が良いと考えられる。

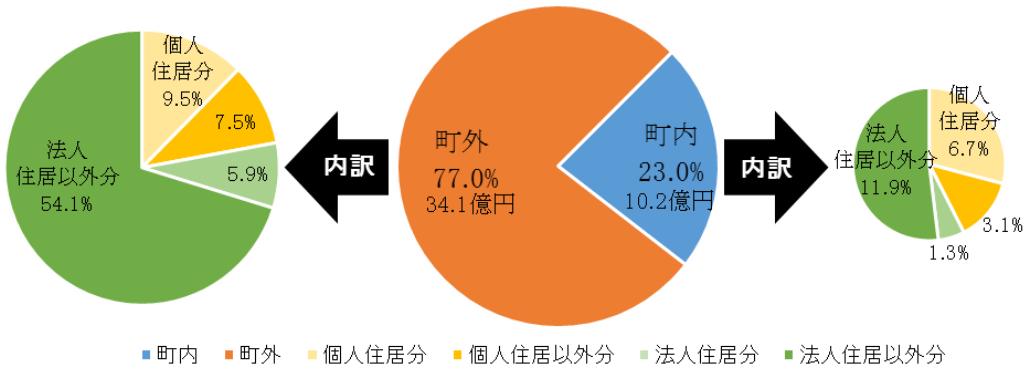
(3) 平成 31 年度以降の財源確保策の考え方

各案の検討結果を踏まえた平成 31 年度以降の財源不足額への対応にあたっての負担と使途の概ねの考え方は、図表 12 のとおりである。

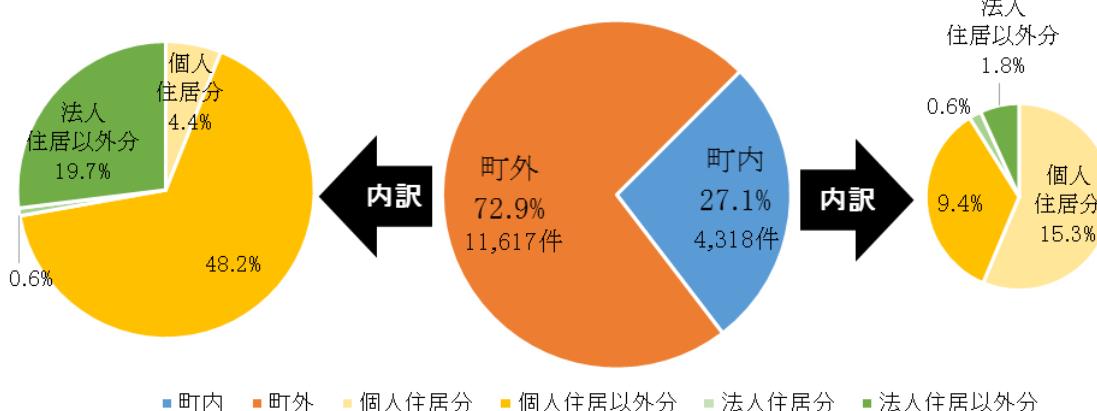
[図表 12] 財源確保策の考え方

固定資産税超過課税
<ul style="list-style-type: none">・次期財源確保の背景は、前回と同様に町税の著しい減少であるが、現行のサービス水準を維持する中で多くの経費を要しているのは、ごみ処理、消防、下水道、観光施策や観光施設など観光関係の支出、その中でも入湯税の充当対象外となる経常的経費である。・また、山岳地形等を要因とする 4 出張所の配置や小中高校生への通学支援施策など住民向けの支出もあり、町内外の幅広い方から負担を求めることが適切と考えられる。・固定資産税であれば、町内者と町外者の割合が納税義務者では 3 : 7、さらに税額では 2 : 8 であり、町内外の幅広い方から負担を求めることができる。・財源不足額の約 5 億円は、平成 28 年度から実施している固定資産税超過課税の税率 1.58% と同税率を引き続き継続することで対応できるものであり、現状から、さらに負担が増すことはない。

固定資産税額の構成割合
(平成29年度 44億3,000万円)



固定資産税納稅義務者の構成割合
(平成29年度 15,935件)



(4) 財源確保策の内容（導入税目、税率、概算課税額、適用期限）

今後の財源不足額を補うために単独税目案を採用した場合の税率等は、図表 13 のとおりである。

〔図表 13〕 財源確保策の内容

区分	税率・課税額等	備考
超過税率	0.18%	超過課税後の固定資産税の税率 1.58% = 【目安】H30 年度の固定資産税の税額と同様 H27 年度の固定資産税の税額の 13% 増
概算課税額	500 百万円	土地・家屋・償却資産に 1.58% 課税
適用期間	5 年間 〔5 年後以降も 継続を想定〕	<ul style="list-style-type: none">・地方税法上「その財政上その他の必要があると認める場合には（＝財政上の必要性のみならず、一定の政策目的を達成する場合も理由として認められる）」とされているが、前回と同様に財政上の必要性により実施するものである。・中長期財政見通しでは、平成 31～35 年度の中期 5 年間は、現行と同税率で行政サービスの提供が可能であることから適用期間を 5 年間とするものである。・長期的に財源不足が拡大する見込みであり、この対応として行財政改革アクションプランにおいて「持続可能な行財政運営手法の確立」や「財源確保策」の検討を行うものの、一定規模の財源不足は、継続して生じることが想定される。・今回、法定税及び法定外税の実施可能性について検討したが、固定資産税と宿泊税以外は、一定規模の財源確保が見込めず、仮に宿泊税のみで対応する場合、宿泊者のみの負担が増すこととなる。・観光地所在市町の課税状況を調査したところ、図表 14 のとおり、全団体で法人住民税の超過課税や都市計画税、法定外税のいずれかを課税しており、他の観光地と比較した場合の税負担は、むしろ低い状況である。・以上を踏まえると、固定資産税超過課税という財源確保策は、この 5 年間のみならず、当面の間、実施を担保し、税率については一定期間毎に見直す形で運用していく必要がある。

※他団体の超過課税適用期間の状況は、「【別紙 4】超過課税の適用期間に関する調査結果」のとおり。

[図表 14] 観光地所在市町の課税状況

市町名	法人税		固定資産税 (超過税率)	都市計画税	入湯税	法定外税	財政力指数 (H28,3カ年平均)
	均等割	法人税割					
箱根町	標準	標準	(0.18/100)	-	宿泊150円・日帰り50円	-	1.41
鎌倉市	標準	制限	標準	0.3/100	-	-	1.06
湯河原町	標準	標準	標準	0.25/100	宿泊150円・日帰り100円	-	0.72
函館市	制限	制限	標準	0.3/100	宿泊150円・長期療養等70円	-	0.46
草津町	制限	制限	標準	0.2/100	※1	-	0.76
日光市	制限	制限	標準	0.2/100	宿泊150円・日帰り50円	-	0.62
金沢市	標準	制限	標準	0.3/100	宿泊150円・日帰り100円	宿泊税実施予定	0.83
軽井沢町	標準	標準	標準	0.2/100	宿泊150円・日帰り50円	-	1.52
高山市	標準	標準	標準	0.3/100	150円/1人・1日	-	0.52
熱海市	標準	標準	標準	0.3/100	150円/1人・1日	別荘等所有税	0.92
伊東市	標準	標準	標準	0.3/100	150円/1人・1日	-	0.76
京都市	標準	11.9	標準	0.3/100	宿泊150円・日帰り100円	宿泊税実施予定	0.81
出雲市※3	制限	制限	(0.1/100)	0.075/100	150円/1人・1日	-	0.52
別府市	標準	制限	標準	0.25/100	※2	-	0.57

出典:各市町ホームページ・総務省決算カード

【注】法人税及び固定資産税欄の「標準」は標準税率、「制限」は、制限税率を示している。それ以外の税率を採用している場合は、個別の税率を表示。

(草津町)※1 宿泊料金 6000円超…150円、6000円以下…100円、修学旅行の高校生…50円、日帰り・休憩…50円

(別府市)※2 宿泊料金又は飲食料金 4501円超…150円、2001～4500円…100円、2000円以下…50円、娯楽施設を有する銭湯浴場…50円

なお、平成31年3月までに入湯税の超過課税を実施する方針が決定し、現在、実施に向けた手続きを行っている。

(出雲市)※3 都市計画税は、旧出雲市の用途地域内のみに課税している。

(5) 今後のスケジュール

固定資産税超過課税の場合、平成 30 年 12 月末までに町税条例を改正する必要があるための当面のスケジュールは、図表 15 のとおりである。

[図表 15] 当面のスケジュール

年月	庁内		有識者	議会	町民等	
	行財政改革 推進本部会議	担当課及び 県との調整			行財政運営を 考える町民会議	その他
4月	上旬					
	中旬	第1回(素案決定)		第7回(素案説明)		
	下旬					
5月	上旬					
	中旬			第8回(提言)		
	下旬					
6月	上旬	第2回(財源案決定)			全協or特別委員会 (提言と財源案の 説明)	
	中旬					
	下旬				結果説明	
7月	上旬		町税条例案調整 (税務課)			地域別説明会 (財源案説明)
	中旬					
	下旬		市町村課確認			
8月	上旬	第3回(最終決定)				
	中旬					
	下旬					

【参考 2】 入湯税と宿泊税の除外理由について

今回の検討結果では、入湯税と宿泊税は、財源確保策から除外したものであるが、その理由は、次のとおりである。

- ・中長期財政見通しにおいて、入湯税は、東京 2020 オリンピック・パラリンピックによる観光客の増等により、平成 32 年度の 7 億 2100 万円がピークとなり、その後は、微減で推移する見込みである。
- ・入湯税は目的税であり、使途が決められているなかで、中長期財政見通しをもとに対象事業費を試算した結果、今後、充当対象が減少する見込みである。
- ・その主な要因は、下水道の企業会計移行に伴い下水道料金の改定を予定しており、一般会計の負担が減る見込みであること。さらに、ごみ処理広域化による焼却施設の廃止により、施設整備費用が減少するためである。
- ・この状況で入湯税の引き上げを行った場合、入湯税収入が対象事業費を超えてしまう恐れがあり、税率変更による特別徴収義務者への影響を考えると、頻繁に税率の見直しを行うことは出来ない。
- ・また、平成 27 年度新財源確保有識者会議での「入湯税収入が町税収入の約 1 割を超えており、応分の負担をしている」という提言を尊重することに変わりはない。
- ・宿泊税については、京都市や金沢市で実施が決定しているが、インバウンドや観光客受入環境の充実など新たな観光施策に対して宿泊税を導入するという考え方であり理解が得られやすい面がある。
本町の場合、新たな観光施策への対応だけでなく財源不足を補う必要もあり、既存の観光関係施策の維持経費にも充当できるような制度設計が必要であることから、少なくとも 3 年程度の検討期間を要する。
- ・これらを踏まえ、平成 31 年度以降、宿泊税を含めた新たな財源を検討する中で入湯税の使途との精査を行い、平成 35 年度頃には第 3 号公共下水道の面整備の見込みや下水道料金改定による一般会計負担額やごみ処理広域化による本町の負担の方向性が明らかになった段階で、実施について再度検討すべきである。

観光関係の支出比較と本町の特徴的な行政サービス

①観光関係の支出比較

区分	箱根町	同規模 団体平均	差	同規模団体との差の主な要因
清掃費	7.3億円	3.7億円	3.6億円	人口5万人規模の市町村と同等のごみ処理施設を運営
商工(観光)費	3.7億円	1.4億円	2.3億円	ブランド力向上など観光振興や観光客受入体制の維持・充実のため
下水道費	3.3億円	1.4億円	1.9億円	地形条件及び観光客を加味した施設規模を保有しているため
消防費	8.4億円	3.5億円	4.9億円	集落が点在する中、町民、観光客等に必要な消防力・救急体制を確保するため

※ 人口・面積の同規模団体

福井県永平寺町（19,883人・94.43km²）、静岡県東伊豆町（12,624人・77.81km²）、和歌山県紀美野町（9,206人・128.34km²）

和歌山県串本町（16,558人・135.67km²） ※箱根町（11,786人・92.86km²）

出典：平成28年度地方財政状況調査

②本町の特徴的な行政サービス

区分	事務事業	事務事業の内容	H30予算額
コミュニティ (総務費)	出張所の4箇所配置[※1]	4箇所以上の配置は全国町村927団体のうち42団体のみ [※2]	8,500万円
	住みたいまち箱根の推進	出産祝い金や住宅取得助成金の支給ほか、トライアルステイなどの実施により、移住・定住の推進を図る	1,800万円
福祉 子育て (民生費)	医療費等に対する公的負担	国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療事業に対する繰出金(一般会計負担額)	5億6,000万円
	敬老祝金の支給	80歳(5千円)、90歳(1万円)、100歳(2万円)の方に対して支給	130万円
	小児医療費の助成	通院・入院時の中学校3年生までの医療費自己負担額の助成は県内最高水準	1,900万円
	第2子以降保育料無償化	認定こども園、幼稚園、保育園で第2子以降の保育料を無償化(第1子の年齢・所得制限なし)	—
保健衛生 (衛生費)	ごみの収集	カン週1回(湯河原町2週間に1回)、燃せるごみ週3回など	2億1,400万円
	火葬料に対する補助	火葬料に対する補助(上限7万円)	390万円
	地域医療体制の推進	箱根地域の開院医師への補助、診療所建替費用に係る利子補給及び医療機器購入等に対する補助	690万円
観光 (観光費)	地域観光行事への助成	地域の主要観光行事への助成	2,000万円
	箱根DMOへの支援	平成30年4月に設立する「箱根DMO」に対して補助を行い、適正な運営を支援する	2,000万円
	観光街路灯の補助 LED街灯化の推進	町内の街路灯3,205基の電気料及び修繕料に対する補助。街路灯のLED化の推進。	3,800万円
都市基盤 整備 (土木費 諸支出金)	道路の維持管理・整備	道路延長は、134km(685位)[※2] 維持管理費の1億1,000万円(622位)に対し整備事業費は、1億600万円(746位)[※3]	2億4,000万円
	下水道への支援	下水道事業の運営費に対する繰出金(一般会計負担額)	3億2,000万円
消防救急 (消防費)	消防署所の4箇所配置	全国町村の単独消防51本部のうち3本部のみ[※4](全国732消防本部)	8億1,500万円
	救急車の5台配備[※1] (予備1台)	平成28年度 年間搬送数 2,062件 (居住者764件・観光客960件・その他338件)	1億600万円
教育 (教育費)	小・中・高校生への通学支援	スクールバス運行、小学生・中学生・高校生への通学費補助	7,600万円
	小・中校生への給食支援	小学校児童への給食費補助及び第3子に対する給食費補助等	230万円
	中・高校生等への学習支援	高等学校への受験対策として公営塾を運営 中・高校生等への英検受験機会の提供、受験料補助	430万円
	移動図書館の運営	5コース23箇所を月10～13日巡回	130万円

※1…出張所・救急車の予算額は、運営経費と人件費(職員数×平均人件費)の合計額を記載している。

※2…平成28年度公共施設状況調査結果による。なお、道路延長の順位は、全国町村927団体中の順位。

※3…平成28年度地方財政状況調査結果による。道路の維持管理費、整備事業費の順位は、全国町村927団体中の順位。

※4…平成29年度消防現勢による。(平成29年4月1日現在)

③平成以降の主な施設整備事業

単位：年度

施設区分	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
教育（体育）施設	①	②								③					④	⑤								⑥	⑦		
衛生施設	⑧		⑨						⑩																		
コミュニティ・保健施設				⑪		⑫		⑬									⑭										
消防・防災施設					⑮														⑯		⑰					⑱	
観光施設・史跡整備		⑯				⑰				⑲			⑳							㉑							
第1.2号公共下水道整備																											
第3号公共下水道整備																											

【注1】網掛けは、事業期間を表している

【注2】各年度における事業のうち、主な施設整備事業を記載している

施設区分	施設名及び事業費						
教育（体育）施設	① 宮城野小学校	13億	② 総合体育館	32億	③ 仙石原幼稚園	5億	
	④ 箱根の森小学校・箱根中学校改修等	3億	⑤ 湯本幼稚園	3億	⑥ 宮城野保育園	6億	
	⑦ 箱根中学校長寿命化改良	20億					
衛生施設	⑧ ごみ・粗大ゴミ処理施設	52億	⑨ 一般廃棄物最終処分場	8億	⑩ 一般廃棄物最終処分場	24億	
	⑪ 宮城野町営住宅	10億	⑫ 総合保健福祉センターさくら館	20億	⑬ 山崎集会所・山崎公園	2億	
コミュニティ・保健施設	⑭ 元箱根集会所	2億					
	⑮ 新消防庁舎	17億	⑯ 消防無線デジタル化	5億	⑰ はしご車購入	2億	
消防・防災施設	⑯ 防災行政無線デジタル化	7億					
	⑯ 元箱根石仏塔群保存整備	14億	⑰ 箱根関跡保存整備	30億	㉑ 箱根ジオミュージアム整備	0.9億	
史跡整備							

④平成以降に取組んだ主な事務事業

単位：年度

事業区分	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
教育	A		B		C			D																			
環境・衛生	E	F	G		H			I																			
福祉・子育て	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S																	
防災			T		U	V	W	X	Y																		
観光		Z	AA		AB	AC	AD	AE																			
その他				AF	AG	AH	AI																				

【注1】網掛けは新規事業の開始年度を表している

【注2】各年度とも新規事業のうち、主な事業を記載している

事業区分	事業名						
教育・子育て	A	移動図書館運営事業	B	奨学金制度拡充事業	C	箱根教育推進事業	
	D	箱根土曜塾運営事業					
環境・衛生	E	粗大ごみ選別業務委託事業	F	花いっぱい事業	G	ペットボトル処理対策事業	
	H	地下水保全対策事業	I	斎場事務広域化推進事業			
福祉・子育て	J	小児医療費助成事業	K	ケアセンター運営事業	L	休日急患救急医療推進事業	
	M	介護保険制度開始	N	チャイルドシート購入助成事業	O	すこやかシルバーサロン運営事業	
	P	地域包括支援センター運営事業	Q	後期高齢者医療制度開始	R	子宮頸がん等ワクチン接種事業	
	S	介護従事者支援事業	T	第2子以降の保育料等の無償化			
防災	T	箱根火山防災マップ作成事業	U	木造住宅耐震化補助事業	V	データ放送情報発信事業	
	W	要緊急安全確認大規模建築物耐震化補助事業	X	大涌谷火山対策事業	Y	緊急輸送路沿道建築物耐震化事業	
観光	Z	箱根駅伝予選会支援事業	Aa	観光プロモーション実施事業	Ab	芦刈の里活性化事業	
	Ac	箱根ファン創出事業	Ad	HOT21観光プラン策定事業	Ae	箱根DMO支援事業	
その他	Af	学校統合推進事業	Ag	電気自動車導入事業	Ah	基幹系システムの共同化	
	Ai	住みたいまち箱根推進事業					

平成 30 年 4 月 20 日

固定資産税超過課税がない場合の影響について（平成 30 年度予算ベース）

1 目的

平成 30 年度当初予算における固定資産税超過課税による增收分は約 5 億円であるが、この財源が確保できない場合の影響について、検討したもの。

2 検討条件

- (1) 固定資産税超過課税は一般財源であるため、一般財源を 5 億円削減するものとする。
- (2) 事業費から削減するものとし、入湯税、ふるさと納税、地方消費税交付金の充当分を控除した純粋一般財源から 5 億円削減するものとする。
- (3) 全 223 事業のうち優先的に確保すべき事業と見直し対象となる事業を区別するため、次の 6 つに分類した。

区分	分類
優先確保分	①全額特財事業
	②他会計繰出金等（国保、介護、後期、下水）
	③広域建設事業（斎場、ごみ処理）
見直し対象分	④入湯税、ふるさと納税、地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当事業
	⑤特財あり事業（国県補助金や起債対象事業）
	⑥単独事業

3 検討結果（概要）

- ・見直し対象事業（④～⑥の事業※）の純粋一般財源は 6.9 億円しかなく、これを 5 億円削減する場合、対象事業の 7 割程度が実施できなくなる結果となった。

※④のうち、入湯税、ふるさと納税等が全額充当されている事業は除く。

- ・「⑥の単独事業」は、削減効果は最も高いものの、全額一般財源を用いてでも実施が必要な事業しか残っておらず、「⑤特財あり事業」は、事業実施のため国県補助金や起債を最大限活用している事業が多く、一般財源の削減効果は低いが実施できなくなる事業費・事業量大きくなる。「④入湯税等充当対象事業」は、観光関連分野の事業が多く、5 億円削減する場合、この分野の純粋一般財源 1.85 億円の削減、又は⑤や⑥の事業に財源を振替えることとなり、観光客約 2,000 万人の受入体制の維持にも影響が出る恐れがある。

- ・なお、経常費や人件費は、経常的に要する経費であり、過去20年以上、削減・見直しを続けてきたため、削減余地はほぼなく、また、使用料等を見直しても数百万円程度の財源確保に留まるため、事業費以外での財源確保は、困難と考えられる。

4 検討結果

(1) 各分類の概要

①全額特財事業

15事業で2.7億円あり、このうち約1億円をふるさと納税促進事業が占めている。この他、県水源環境保全・再生市町村交付金事業や箱根関所観覧料を財源とした誘客宣伝事業となっていいる。

②他会計繰出金等

国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療への繰出金と下水道事業会計への補助金の4事業で事業費8.8億円、純粋一般財源は約4.8億円となっている。なお、30年度は、国民健康保険も法定外繰出分がなく、また、下水道事業会計補助金は、事業費の2/3に入湯税が充当されている。

③広域建設事業

斎場とごみ処理の広域化に係る事業で事業費は1.2億円あるが、市町間の取決め等に基づき実施しているものであるため、優先確保分とした。

④入湯税等充当対象事業

入湯税やふるさと納税、地方消費税交付金（社会保障財源分）の6.9億円は、目的財源であるため事業執行が可能である。これらの財源が全額充当されており純粋一般財源の負担がないものは事業執行が確保されるが、この対象は観光関連分野の事業となる。これを踏まえると、⑤や⑥の事業には、観光関連分野以外の総務、福祉、土木、教育関係の事業が多い。

財源確保できない場合は、まず、この区分に充当されている純粋一般財源1.85億円を削減する又は⑤、⑥の事業に振替える必要が生じることから、結果として観光関連分野の事業執行にも影響ができる恐れがある。

⑤特財有事業

事業実施のため国県補助金や起債を最大限活用している事業が多く、一般財源の削減効果は低いが実施できなくなる事業費の額は大きくなる。特に施設整備事業を休廃止しても大半が特定財源であることから削減効果は非常に低い。

⑥単独事業について

削減効果は高いが、逆に全額一般財源を用いてでも実施する必要がある事業しか残っていない

い状況である。事業数の約6割が100万円以下の経常的又は複数年に1度実施するような事業である。この他の事業も全額一般財源を用いてでも実施しなければならぬ事業や施設の老朽化により対応せざるえない維持補修事業である。

【表1】優先順位別の検討結果

単位：千円

区分	事業数	予算額	特定財源	一般財源				純粋 一般財源
				うち入湯税	うちふるさと納税	うち消費税交付金		
① 全額特財事業	15	273,933	273,933	0	0	0	0	0
② 他会計繰出金等	4	880,023	97,700	782,323	227,710	0	75,000	479,613
③ 広域建設事業	2	119,538	98,240	21,298	0	0	0	21,298
優先確保分 計	21	1,273,494	469,873	803,621	227,710	0	75,000	500,911
④ 入湯税等充当事業※1	95	1,163,474	287,863	875,611	374,032	304,931	11,000	185,648
⑤ 特財あり事業	39	2,544,130	2,240,127	304,003	0	0	0	304,003
⑥ 単独事業	68	199,902	0	199,902	0	0	0	199,902
見直し対象分 計 (箱中長寿命化除き※2)	202 (201)	3,907,506 (1,989,181)	2,527,990 (761,790)	1,379,516 (1,227,391)	374,032 (374,032)	304,931 (304,931)	11,000 (11,000)	689,553 (537,428)
合計	223	5,181,000	2,997,863	2,183,137	601,742	304,931	86,000	1,190,464

出典：平成30年度一般会計当初予算及び予算附則説明資料をもとに作成

※1…「④入湯税等充当事業」は、入湯税、ふるさと納税、消費税交付金（社会保障財源化分）の充当対象事業であるもの。

※2…見直し対象分から中学校校舎等整備事業分（19.2億円）を除いた場合の計。この場合、純粋一般財源5.4億円のうち3.5億円の削減が必要であるもの。

(2) その他の影響について

- ・仮に人件費や経常費、事業費の削減※や使用料や手数料の改定を行ったとしても、億円単位での財源確保は困難であるため、財源確保できない場合、④の入湯税等充当対象事業の入湯税分3.7億円、ふるさと納税分3億円は事業執行が可能となり、これらは観光関連分野の事業であるため、相対的に町民に対する影響が特に大きいと考えられる。
- ・これらを踏まえ財源確保を図る場合も、表2のとおり、観光や消防に係る人件費や経常費は全額一般財源で賄っていることから、町民のみではなく観光客を含めた幅広い負担を求め、町民・観光客双方のサービスをバランス良く提供すべきと考える。

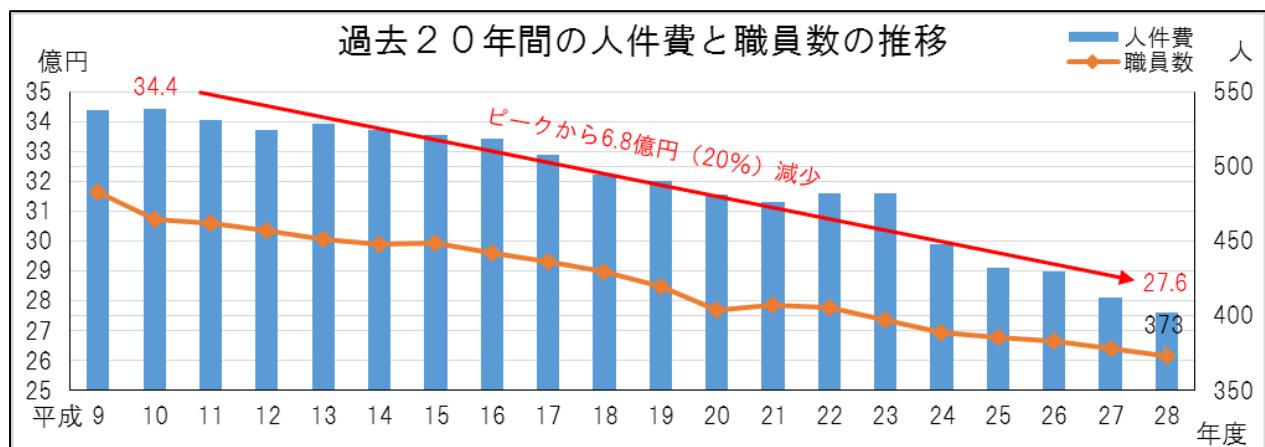
※人件費や経常費のこれまでの削減状況は、表3「過去20年間の人件費と職員数の推移」、表4「県内のラスパイレス指数の比較」、参考①「過去の財政対策の具体的な内容」のとおり。

【表2】30年度予算における款別・区分別の財源内訳

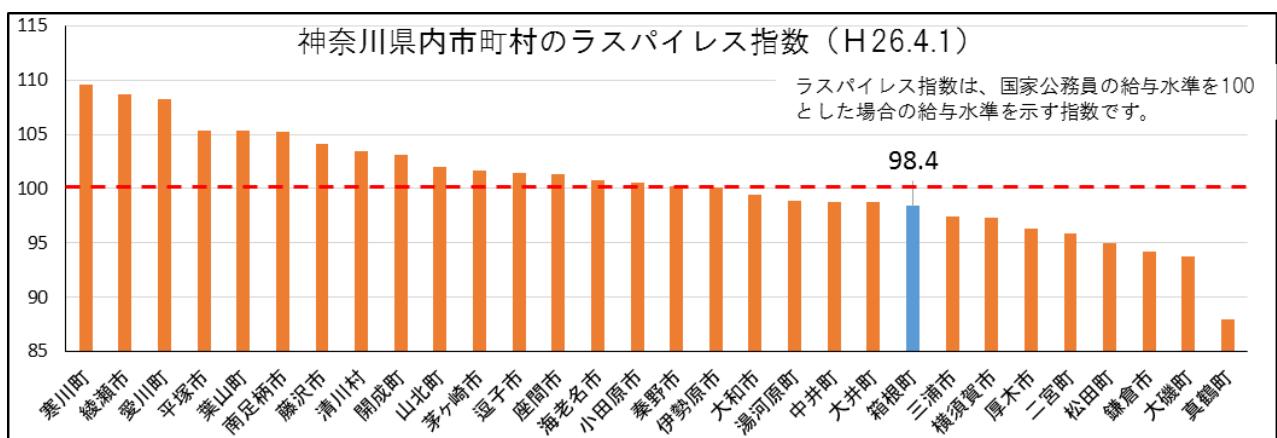
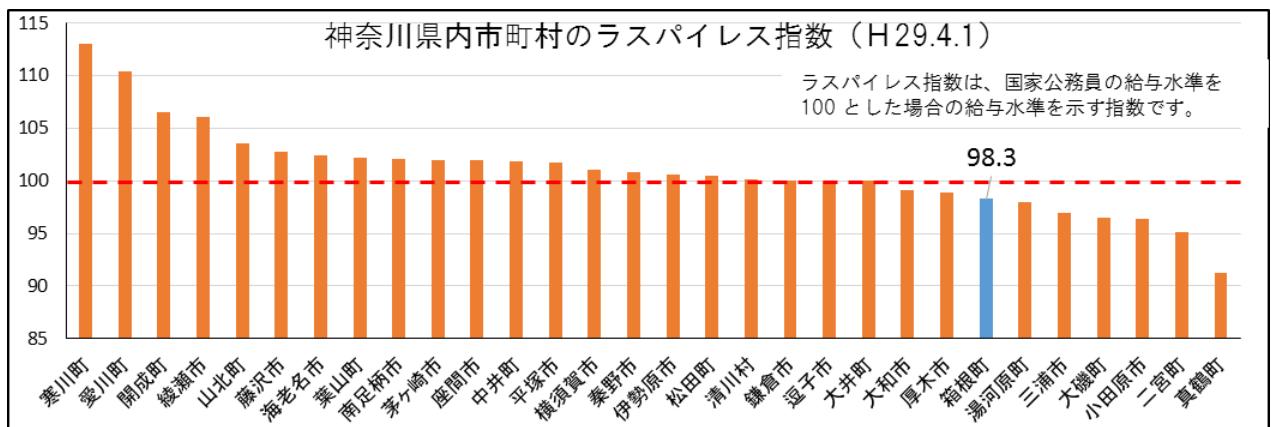
単位：百万円

款	H30 当初予算額	特定財源			一般財源				純粹 一般財源
		国県支出金	地方債	その他	うち入湯税	うちふるさと納税	うち地方消費税交付金		
05 議会費	123	0	0	0	123	0	0	0	123
人件費	115	0	0	0	115	0	0	0	115
経常費	6	0	0	0	6	0	0	0	6
事業費	3	0	0	0	3	0	0	0	3
10 総務費	2,021	135	275	246	1,366	0	52	0	1,314
人件費	905	2	0	0	903	0	0	0	903
経常費	492	30	0	116	347	0	38	0	309
事業費	625	104	275	130	116	0	14	0	102
15 民生費	1,670	398	0	62	1,210	0	44	75	1,091
人件費	423	0	0	0	423	0	0	0	423
経常費	566	288	0	46	233	0	0	0	233
事業費	682	111	0	16	555	0	44	75	436
20 衛生費	1,181	31	85	245	820	131	51	11	626
人件費	144	4	0	0	141	0	0	0	141
経常費	463	5	0	153	306	0	0	0	306
事業費	574	23	85	92	374	131	51	11	180
25 農林水産業費	147	98	0	3	46	2	8	0	37
人件費	4	0	0	0	4	0	0	0	4
経常費	2	0	0	0	1	1	0	0	0
事業費	142	98	0	3	41	0	8	0	33
30 観光費	526	16	0	34	477	306	54	0	118
人件費	113	0	0	0	113	0	0	0	113
経常費	126	4	0	20	102	102	0	0	0
事業費	287	12	0	14	262	204	54	0	4
35 土木費	455	55	0	15	384	0	92	0	292
人件費	125	0	0	0	125	0	0	0	125
経常費	108	0	0	15	93	0	0	0	93
事業費	221	55	0	0	166	0	92	0	74
40 消防費	1,016	30	89	5	893	27	0	0	866
人件費	751	0	0	0	751	0	0	0	751
経常費	102	0	0	5	97	0	0	0	97
事業費	163	30	89	0	44	27	0	0	18
45 教育費	2,810	247	1,584	106	874	12	42	0	820
人件費	290	0	0	0	290	0	0	0	290
経常費	356	1	0	73	282	0	0	0	282
事業費	2,165	246	1,584	33	303	12	42	0	248
50 災害復旧費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
55 公債費	789	0	0	18	771	0	0	0	771
60 諸支出金	321	0	0	0	321	0	0	0	321
経常費	1	0	0	0	1	0	0	0	1
事業費	320	0	0	0	320	228	0	0	93
99 予備費	20	0	0	0	20	0	0	0	20
歳出合計	11,080	1,011	2,032	732	7,306	705	343	86	6,172
人件費	2,870	6	0	0	2,864	0	0	0	2,864
経常費	3,029	326	0	445	2,258	103	38	0	2,117
事業費	5,181	679	2,032	287	2,183	602	305	86	1,191

【表3】参考 過去20年間の人事費と職員数の推移



【表4】神奈川県内市町村のラスパイレス指数の比較 (H26とH29)



【参考①】過去の財政対策の具体的内容

平成 6 年度以降の予算編成時における主な編成方針は次のとおりです。

また、平成 17 年度の予算編成から「財政再建プラン」「財政健全化プラン」を基に予算編成を行っています。

<経常経費>

(平成 6~15 年度)	前年度比△ 5%
(平成 16 年度)	前年度比△20%
(平成 17~19 年度)	前年度比△ 5%
(平成 18 年度)	要求限度額設定
(平成 20 年度)	前年度比△ 8%
(平成 21 年度)	前年度比△ 5%
(平成 22~23 年度)	前年度比△ 3%
(平成 24 年度)	前年度比△ 8%
(平成 25 年度)	前年度比△ 6%
(平成 26~29 年度)	前年度比△ 5%

【個別項目】

・手数料、委託料

平成 6 年度	前年度実績+4%以内
平成 7 年度～平成 8 年度	前年度実績+3%以内
平成 9 年度	前年度実績+2.8%以内
平成 10 年度	前年度実績+3%以内
平成 11 年度～平成 14 年度	前年度実績以内
平成 15 年度	前年度比△2%
平成 16 年度～平成 27 年度	前年度実績以内

・旅費

平成 11 年度	日当改定
平成 13 年度	日当廃止

・補助金

平成 11 年度	前年度比△5%
平成 18 年度	運営補助廃止

<事業費>

(平成 10~15 年度)	前年度比△5%
(平成 16 年度)	総合計画後期実施計画を基に事業費の枠配分
(平成 18 年度)	事業費予算見積一般財源配分
(平成 19 年度)	前年予算計上額の 80%以内
(平成 26 年度)	総合計画後期実施計画を基に事業費の枠配分

【別紙3】各税目の検討結果

平成30年4月11日

平成31年度以降の財源確保策については、あらゆる選択肢の中から改めて検討を行うとしている中で、平成27年度に行った新財源確保策検討時の税目別評価結果をもとに、『仮に課税するとしたら、どのような条件であれば可能か』という視点により検討を行い、行財政改革有識者会議において検討結果の妥当性について意見を伺ったもの。

凡例	○…実施可、△…実施可（条件有） ▲…現状では実施困難、×…実施困難
----	---------------------------------------

税目	税率	試算額	財源確保の手法	実施団体 (割合等※1)	検討結果	有識者会議の意見	実施の可能性
都市計画税 (目的税)	0.13%	約200百万円	都市計画税の導入 (公共下水道の都市計画事業認可区域で課税)	647団体 (37.6%)	<ul style="list-style-type: none"> 使途は公共下水道事業のみが対象で、整備状況を踏まえると課税区域は公共下水道の都市計画事業認可区域となる。この場合、負担しても長期間受益が得られない納税義務者がおり、負担の公平性の観点から問題がある。 下水道事業会計への補助金には、現状、<u>入湯税が2/3以上充当されており、財源の重複問題を解決できないため、都計税導入による財源不足の解消効果はない。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 他財源との関係性や下水道の整備状況を見ると導入は困難ではないか。 ただし、受益の有無に関わらず、町民に対し下水道事業によるサービスを広く保障する意味もあるので、負担の公平性を強調し過ぎなくても良いのではないか。 	×
入湯税 (目的税)	日帰り 100円 (50円up)	約70百万円	税率の引上げ	976団体※2 (56.8%) 超過課税3団体※3 標準税率893団体 標準税率未満80団体	<ul style="list-style-type: none"> 中長期財政見通しをもとに試算した結果、35年度には公債費を対象に含めないと過充当が生じる見込みであり、現状、税率の引上げは困難である。 ただし、第3号下水道整備の本格化及びごみ処理広域化による一般会計負担額が判明した時点で、税率見直しの可否を判断することは可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画税の導入や入湯税の見直しについては、諸般の事情を勘案すると困難である、あるいは使途の制限という問題で、現実的ではない。 	▲
個人町民税 (普通税)	均等割 4,400円 (900円up)	約10百万円	超過課税の実施 (横浜市みどり税の税率を採用)	1団体 (横浜市)	<ul style="list-style-type: none"> 超過課税を実施する場合、単独で財源不足額を補えず、固定資産税や法人町民税の超過課税を同時実施することとなるため、町民の立場では負担増となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 町民会議提言書にも、「行政任せではなく町民自身がまちづくりに関わり自ら身を削る覚悟も必要」とある。この場合の考え方は、サービス削減と税負担の両面あるはずなので、町民がどう考えるか踏まえて決定すべきである。 	△
	所得割 0.10%	約10百万円	超過課税の実施 (兵庫県豊岡市の税率を採用)	1団体 (兵庫県豊岡市)	<ul style="list-style-type: none"> 給与所得者の所得階層の割合が低いという本町の特徴を踏まえると、担税力の観点から均等割・所得割ともに税率の引上げは困難と考えられる。 		
法人町民税 (普通税)	均等割 制限税率 (標準税率の1.2倍)	約39百万円	超過課税の実施 (資本金と従業員数により税額異なる)	388団体※4 (22.6%)	<ul style="list-style-type: none"> 均等割は寮・保養所分が5割弱あり、観光関係の財政需要の負担を求めるることは可能ではないが、それ以外の法人事業者に負担を求める説明が必要と考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人・法人町民税については、所得が低い点や大手法人に負担が集中するという理由のみで判断するべきではない。まちづくりの方向性等を踏まえて負担額や負担のあり方を判断すべき。 	△
	法人税割 制限税率 12.1%(2.4%up)	約44百万円	超過課税の実施	997団体※5 (58.0%)	<ul style="list-style-type: none"> 法人税割は、上位30社で税額の約8割を占めており、超過課税を実施時は、一部法人へ負担が集中する。 		
別荘等所有税 (法定外税)	650円 (床面積1m ² あたり)	約410百万円	法定外税の導入 (熱海市別荘等所有税の税率を採用)	1団体 (静岡県熱海市)	<ul style="list-style-type: none"> 別荘等所有者にのみ係る行政需要を把握することが困難である。また、導入により私道の町道化や除排雪箇所の増など更なる負担も想定される。 対象宅地の1割以上が、固定資産税（土地）の別荘扱いではない特例措置を受けている中で、熱海市と同様の考え方で導入することは、困難と考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 町の検討結果に対する意見は特になし。 強いて言えば、別荘等所有者のみに関わる行政需要を区分することは困難とあるが、普通税なのに使途を検討したのか。 (町回答)熱海市導入時は法定外普通税しか無かったが、本町が導入する場合、使途の説明が必要と考えたため 	×
宿泊税 (法定外税)	200円	約900百万円	法定外税の導入 (京都市宿泊税の税率を採用) (宿泊料金20千円以下200円)	0団体(市町村) ※東京都と大阪府のみ ※京都市と金沢市が導入予定	<ul style="list-style-type: none"> 使途は、観光客受入関係経費（観光施策の充実）だけではなく、観光振興や消防力の維持に要する経費（観光施策の維持）も対象とする必要がある。 入湯税と宿泊税の同時課税の是非、民泊施設や免税点の扱いなど本町の特性や実情を踏まえた詳細な検討が必要なため、3年程度の検討期間を要する。 	<ul style="list-style-type: none"> 普通税か目的税かは、目的税の方が納税者へ説明し易く導入が容易ではないか。目的税とし、例えば観光に関わることであれば人件費にも充当できる等、使途を広くする手段もあると思う。 	▲
【現行の財源確保策】 固定資産税	1.58% (0.18%up)	約500百万円	超過課税の実施	153団体※6 (8.9%)	<ul style="list-style-type: none"> 新財源の導入は、町税の著しい減少が最大の要因であり、現行の行政サービスを維持する中で多くの経費を要しているのは、観光関係の支出とともに山岳地形や集落が分散したことなどによる町民向けの支出もあり、町内外の幅広い方から負担をお願いするため固定資産税の税率の見直しを選択したもの。 	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税の納税義務者数と税額とともに、町外者が約7割を占めており、その多くが観光に関係する者であると考えられ、固定資産税の超過課税であれば、箱根町から行政サービスを受ける者から幅広く負担を求めることができる。 	○

※1…実施団体の割合は、注記があるものを除き平成29年4月1日現在の実施団体数に対する1,719市区町村の割合を示している。

※2…平成27年度中に入湯税の現年度調定済額があった団体の数であり、標準税率の他に不均一課税を行っている場合は、標準とする税率採用団体として計上している。

※3…入湯税の超過課税実施団体（北海道釧路市、三重県桑名市、岡山県美作市）

※4…法人町民税均等割の超過課税実施388団体のうち、全て制限税率を採用している団体は373団体である。

※5…法人町民税法人税割の超過課税実施997団体のうち、制限税率を採用している団体は718団体である。

※6…固定資産税超過課税と都市計画税を両方実施している団体は24団体である。

【別紙4】 超過課税の適用期間に関する調査結果

超過課税の適用期間について都道府県及び市町村の主な税目を対象に調査したもの。

(都道府県の状況)

区分	超過課税の適用期間 (団体数)							備考
	計	3年	4年	5年	7年	10年	なし	
森林・水源環境税 (※1)	37	0	1	28	0	1	7	なしの内訳(※2) 5年目途: 6団体 4年目途: 1団体
道府県民税 法人税割	46	1	1	44	0	0	0	未実施: 静岡県
法人事業税	8	2	0	5	0	0	1	なしの内訳 1団体: 東京都

出典: 「森林吸収現対策税制に関する検討会報告書(H29.11)」・「平成29年度法人住民税・法人事業税税率一覧表(H29.9)」をもとに作成

※1 森林・水源環境の保全等を目的とした超過課税で次の税目が対象であるもの。

[道府県民税個人均等割(37団体)・所得割(1団体)・法人均等割(35団体)]

※2 適用期間の定めはないが、附則で見直し規定を定めているもの。

【参考】附則の例(秋田県水と緑の森づくり税条例)

「知事は、この条例の施行後おおむね五年ごとに、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」

(市町村の状況)

区分	超過課税の適用期間 (団体数)							備考
	計	3年	4年	5年	7年	10年	なし	
神奈川県内	横浜市みどり税 (※3)	1	0	0	1	0	0	0
	市町村民税 法人税割 (※4)	25	0	0	1	0	0	24 (※5) 5年: 中井町
全国	固定資産税	153	1	0	1	1	0	150 (※6) 3年: 箱根町 5年: 三重県名張市 7年: 岩手県北上市

出典: 各市町村HP(例規集)をもとに作成

※3 横浜市みどり税は、市民税個人・法人均等割の超過課税であるもの。

※4 市町村民税法人税割は、全国の対象団体が997団体あるため、県内の状況のみ調査したもの。

※5 期間の定めなし24団体は、税条例の本則の税率を変更しているもの。

※6 期間の定めなし150団体のうち、148団体は税条例の本則の税率を変更している。2団体(大阪府岬町、奈良県平群町)は、附則で税率を定めているもの。

(まとめ)

- 都道府県の超過課税の適用期間は、『5年間』が一般的であることが確認できた。
これは、森林・水源環境税のように目的税ではないものの使途を特定して運用していることが関係していると思われる。
- 市町村の超過課税の適用期間は、大半が『期間の定めなし』であることが確認できた。
調査対象のうち横浜市みどり税を除き、使途を明示している事例は確認できなかった。超過課税の期間を定めている市町村がないのは、近年、超過課税を実施した団体を除き、恒常的な財源補填策として実施しているためと考えられる。